

第3回国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和2(2020)年9月11日 金曜日 17:55~20:10
開催場所	国立市役所本庁舎3階 第3・4会議室
出席委員 (順不同)	竹内光博 委員長、宮崎宏一 副委員長、 山重慎二 委員、河合敬則 委員、田中晴久 委員、市岡一彦 委員、 秦和壽 委員、大川潤一 委員、松葉篤 委員、黒澤重徳 委員、 門倉俊明 委員、橋本祐幸 委員
欠席委員	なし
説明員	馬場 高齢者支援課長、長野 高齢者支援課高齢者支援係長 伊形 福祉総務課長、佐竹 福祉総務課地域福祉推進係主任 関 しょうがいしゃ支援課長、長田 しょうがいしゃ支援課課長補佐 社会福祉法人 社会福祉協議会 事務局長ほか7名
市当局 (事務局)	夔島 政策経営課長、山本 政策経営課課長補佐、 餅 政策経営課政策経営係主事
傍聴者	非公開
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 本日の進め方について 2 第2回指定管理者選定委員会での質問事項に関する回答について 3 くになち福祉会館、国立市障害者センター及びくになち心身障害者通所訓練施設あすなろの申請内容等について 4 くになち福祉会館に関する担当課評価の説明 5 国立市障害者センター及びくになち心身障害者通所訓練施設あすなろに関する担当課評価の説明 <p>※ その他（令和2年7月の「公の施設の指定管理者の選定について（答申）」において、国立市障害者センター及びくになち心身障害者通所訓練施設あすなろに関する結論に付帯された事項に関する質疑、意見等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 指定管理者候補者の審査 7 その他
配布資料	別紙参照

1 本日の進め方について

- 事務局より第3回指定管理者選定委員会の進め方について以下のとおり説明があり、確認された。

まず、第2回指定管理者選定委員会にて後日回答となっていた事項について、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの担当課である高齢者支援課から回答する。

次に、くにたち福祉会館、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの指定管理者応募者である社会福祉法人 国立市社会福祉協議会より、指定申請書や事業計画書に基づき事業内容や展望について3施設一括して説明をしてもらい、その後、委員からの国立市社会福祉協議会に対するヒアリングを実施する。

続いて、今回の審査に先立ち、くにたち福祉会館の担当課である福祉総務課が、第1回指定管理者選定委員会で決定した選定基準を用いて事前評価を実施しているため、評価理由について説明をもらい、その後、委員から福祉総務課に対するヒアリングを実施する。

また、同様に、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの担当課である、しょうがいしゃ支援課が、第1回指定管理者選定委員会で決定した選定基準を用いて事前評価を実施しているため、評価理由について説明をもらい、その後、委員から、しょうがいしゃ支援課に対するヒアリングを実施する。

申請書、事業計画書、担当課事前評価、ヒアリング内容を総合的に判断した上で、指定管理者選定委員会として、選定基準に対する評価を実施し、指定管理者の候補者とするか否かを決定する。

2 第2回指定管理者選定委員会での質問事項に関する回答について

- 前回第2回の「くにたち北高齢者在宅サービスセンター」に関する指定管理者選定委員会において、後日回答となっていた事項について、施設担当課である高齢者支援課が作成した資料「第2回指定管理者選定委員会での質問等に対する回答」に基づいて、高齢者支援課長より回答の報告があった。

3 くにたち福祉会館、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの申請内容等について

- 国立市社会福祉協議会から自己紹介が行われた。
- 国立市社会福祉協議会のくにたち福祉会館担当から、くにたち福祉会館の事業計画及び収支計画について、資料No.3-6「くにたち福祉会館 管理運営 事業計画書」及びNo.3-8「令和3～7年度 くにたち福祉会館 管理運営 収支計画書」に基づき説明があった。

- 国立市社会福祉協議会の国立市障害者センター担当から、国立市障害者センターの事業計画及び収支計画について、資料No.3-34「国立市障害者センター 管理運営 事業計画書」及びNo.3-35「国立市障害者センター 収支計画書（令和3～7年度）」に基づき説明があった。
- 国立市社会福祉協議会のくにたち心身障害者通所訓練施設あすなる担当から、くにたち心身障害者通所訓練施設あすなるの事業計画及び収支計画について、資料No.3-54「くにたち心身障害者通所訓練施設あすなる 管理運営 事業計画書」及びNo.3-55「くにたち心身障害者通所訓練施設あすなる 収支計画書（令和3～7年度）」に基づき説明があった。
- 説明後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 国立市社会福祉協議会の運営経費の安定化は重要と考えるが、会費収入の増加について、どのように努力をされたのか、また、どういった課題があるのか。

【説明員】

- 平成26～27年に、会費収入の増加に向けて市民の方々とともに検討を行い、その際は増加の傾向があった。今後、若い世代にも会員となっていただくことが必要と考え、様々な情報発信を行っているものの、それが会員増加という結果には結びついていないということが課題となっている。

【委員】

- 寄付金収入についてはどうか。

【説明員】

- 国立市社会福祉協議会は、共同募金から配分を受けているため、社会福祉法の規定により、事業経営のための新たな寄付金募集を行ってはならないことになっている。これは、任意の寄付金を受けることを禁止するものではないため、市民の方から遺産の寄付を受けることはまれにあるが、寄付金収入については、自らの努力によって増加を見込むことが難しいものとなっている。

【委員】

- くにたち福祉会館の人員配置はどのようになっているか。

【説明員】

- 正規職員が2名、常勤嘱託職員が2名、非常勤職員が2名という予算配置となっている。

【委員】

- くにたち福祉会館は耐震診断を受けているのか。また、耐震に関する修繕についてはどうなっているのか。

【説明員】

- くにたち福祉会館の耐震性については問題ないという報告を受けている。また、耐震に関する修繕については、大規模修繕となるため、国立市と調整しながら、中・

長期的な計画で実施することとなる。

【委員】

- 苦情・トラブルについて、その件数はどれくらいなのか。また、大きな苦情・トラブルについて、具体的にどういったものがあり、どのように解決されたのか。

【説明員】

- 昨年度については、苦情解決に関する規程に基づいて処理を行った苦情はなかった。しかしながら、日常的に、老人福祉センターの入浴施設の温度が低いとか、福祉会館の室温が高いといった苦情はあるが、都度丁寧に対応を行っている。なお、平成31年1月に行った、福祉会館の利用者を対象としたアンケート調査のなかで、駐車場の一般開放をしてほしい旨の要望があったので、令和元年10月から駐車場利用を見直し、一部業務用の駐車場を一般利用者が使用できるように対応を変更した経過もある。

【委員】

- 資料No.3-9「決算報告」の『財産目録』に、国立市における地域コミュニティ醸成及びボランティア団体の育成、活動の推進を目的に積み立てている定期預金が掲載されているが、具体的にどういったことに使用されている定期預金なのか。また、この定期預金の残高は増えていっているのか。さらに、今後の使用予定についてはどうなっているのか。

【説明員】

- 本定期預金は、地域福祉活動資金であり、従前は、積立金の資金運用益をもって、地域福祉活動の人件費に充てていたが、現在は資金運用益が見込めないため、年間数百万円程度、基金の取り崩しを行い、ボランティア活動といった地域福祉活動に充てている。

【委員】

- 外国籍の利用者についての対応はどうなっているか。

【説明員】

- 外国籍の利用者数は増加傾向にあり、特に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって、福祉資金貸付事業を利用する方が増えている。外国籍の利用者に対する対応については、ボランティアの方や、当該利用者の友人等をお願いして、通訳をしていただいている。また、通訳機器を利用して対応していることもある。

【委員】

- 国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに関して、感染症対策はどのように行っているか。

【説明員】

- 国立市障害者センターについては、設備の消毒を徹底して行うとともに、利用者及び職員の健康管理に留意している。また、新型コロナウイルス感染症対策においては、利用者及び職員の体温管理、消毒等の徹底、3密の回避等を行っている。さらに、感染者が出た場合に備えて、利用者及び職員の安全確保のためのフローチャ

ートを作成している。

くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろについても、設備の消毒を徹底して行うとともに、利用者及び職員の健康管理に留意している。また、「感染症予防マニュアル」「疥癬対応マニュアル」等を作成しており、それらに沿った取組を行っている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策においては、日本において感染が拡大する以前から、職員全員のマスク着用を義務付け、消毒等の徹底なども行ってきた。

【委員】

- 国立市障害者センターについて、資料No.3-16「事業報告」にある『あさがおサービス区分』と『障害者自立促進事業サービス区分』が、その事業として該当すると思うが、その関係性はどうなっているのか。また、自立促進に向けた具体的な事業内容はこういったものなのか教えてほしい。

【説明員】

- 「あさがおサービス」は、知的しょうがいしゃのための指定生活介護事業という法制度の事業であり、施設の2～3階で運営している。一方、「障害者自立促進事業サービス」は国立市独自の事業で、主に身体しょうがいしゃや精神しょうがいしゃの方々のフリーアクセス型の福祉作業所のような事業を運営しており、施設の1階で運営している。障害者自立促進事業は、実際の事業内容から考えると、「自立促進」という名称が適しているかどうかは、施設職員としても違和感がある。

【委員】

- くにとち心身障害者通所訓練施設あすなろについて、資料No.3-16「事業報告」によると、利用者は5名となっている、また、資料3-55「収支計画書」によると、施設全体の支出合計額が6千万円程度となっている。これを単純に計算すると、利用者1名当たり1,200万円程度の費用がかかっていることとなる。重度の心身障害者が利用者であり、費用負担がかかることは十分理解するが、国立市の財政は決して余裕のある状況にはないと思われる。そこで、利用者をもっと増やすといったことや、もっと効率的な運営を行うといったことについて、検討はあるかどうか教えてほしい。

【説明員】

- くにとち心身障害者通所訓練施設あすなろについては、利用者支援において、総合的に高い専門性を確保するため、費用負担がかかることは承知をしている。なお、今後、利用者が増加する見込みはあるため、その際の人員体制については、正規職員を増員するのではなく、非常勤職員又は常勤職員での対応を考えている。

4 くにとち福祉会館に関する担当課評価の説明

- 福祉総務課長より、資料No.3-4「くにとち福祉会館指定管理者候補者選定基準（くにとち福祉会館に関する担当課評価）」に基づき、くにとち福祉会館の担当課による事前評価の内容について説明があった。

- 説明後、委員より以下の質疑があった。

【委員】

- 休日出勤時における職員配置等の検証を行い、効率的な運営に努めていることを評価しているが、実際にどのような運営を行っているか教えてほしい。

【説明員】

- 土曜日、日曜日に出勤した者については、原則としてその週において振替休日を取るようにして運営を行っている。

【委員】

- 寄付金収入の増加について難しい面があることは理解したが、収入源の約8割が市からの補助金や受託金であることから、今後の財政基盤を安定させるためにも、自主財源の確保についてさらに努力していただきたい。

5 国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに関する担当課評価の説明

- しょうがいしゃ支援課長より、資料No.3-32「国立市障害者センター指定管理者候補者選定 担当課評価」及びNo.3-52「くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ指定管理者候補者選定 担当課評価」に基づき、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの担当課による事前評価の内容について説明があった。

※ その他（令和2年7月の「公の施設の指定管理者の選定について（答申）」において、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに関する結論に付帯された事項に関する質疑、意見等）

【委員】

- 令和2年7月の「公の施設の指定管理者の選定について（答申）」において、両施設の公の施設としての在り方検討について、結論を3年後に出すべきとしているが、それについて、平成27年度に既に5年間で検討すべきの方針が出ているにもかかわらず、結論が出なかったことに鑑みると、今度は3年後までに必ず結論を出すということについて、施設担当課の意思を確認しておきたい。

【説明員】

- 令和2年7月の「公の施設の指定管理者の選定について（答申）」にて、両施設の公の施設としての在り方検討については、3年後に結論を出すこととし、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合に、今回指定する期間が満了した後にスムーズに移行できるよう、その準備期間としての2年間を設けるという考え方を提示されたので、担当課としてはその方向で取り組んでいきたい。しかしながら、両施設の利用者は長期に渡って継続して施設利用をしてきており、また、施設の支援員と利用者（保護者）の間には強固な信頼関係が築かれているため、検

討するに当たっては、利用者（保護者）に不安を与えず、安定した施設利用をしていただけるよう、慎重に議論を進めなければならないとは考えている。

【説明員】

- 両施設の、公の施設としての在り方を検討するに当たっては、現在の指定管理者である国立市社会福祉協議会の今後の在り方検討とも関係する面が多いため、利害関係者を交えてしっかりと議論する必要があるが、公の施設としての在り方について、5年後ではなく3年後に結論が出るよう、すでに準備に入っている。

【委員】

- 現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合に、スムーズに移行できるよう、早め早めに検討を行い、あらゆる可能性を考慮して計画を考えてほしい。その際は、両施設のサービスの質を落とすことなく、市財政の負担軽減を考える方策について、指定管理者制度という枠組みを超えて検討を行ってほしい。

【委員】

- 両施設の現在の指定管理者である国立市社会福祉協議会は、地域福祉推進に純化していくことが社会的にも地域的にも求められている。そのような状況において、国立市社会福祉協議会がこのまま両施設を運営していくことが、組織の在り方として適当かどうかについては検討する必要がある。この点については、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの、公の施設としての在り方検討とともに、その検討結果については、今後、指定管理者選定委員会に報告していただきたい。

6 指定管理者の候補者の審査

- 事務局より、審査の方法について説明
- 委員より、評価項目について多岐にわたっているため、担当課評価に対して疑義があるものについて、選定委員会で合議し、評価の変更又は付帯意見を付してはどうかとの提案があり、確認された。
- 付帯意見をつける項目は見受けられたものの、各種評価を総合的に判断し、くにたち福祉会館、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろについては、社会福祉法人国立市社会福祉協議会を指定管理候補者とすることで集約を行った。

7 その他

- 事務局より、今後の予定について以下のとおり説明があった。
- 第2回及び第3回の指定管理者選定委員会での選定審査の内容を報告書（案）としてまとめ、各委員の承認を得る。その後、市へ報告書を送付し、市において方針を決

定する。方針決定の後、10月29日開催の市議会第4回定例会に、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、くにたち福社会館、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ、以上4施設について「指定管理者の指定に関する議案」として市議会へ提案する。当該議案が可決された後、指定管理者候補者団体へ指定通知を行い、令和3年4月から新たな指定管理が開始されることとなる。

配布資料一覧

- ・ 次第【当日配布】
- ・ 第2回指定管理者選定委員会での質問等に対する回答【当日配布】
- ・ 国立市障害者センター指定管理者候補者選定 担当課評価【当日配布】
- ・ くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ指定管理者候補者選定 担当課評価【当日配布】
- ・ 第2回指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）【当日配布】

- ・ くにたち福祉会館 指定管理者候補者選定基準
- ・ 指定管理者候補者の選定方法について
- ・ 公の施設の指定管理者の候補者の選定審査について（報告）【構成案】
- ・ くにたち福祉会館に関する担当課評価

- ・ 国立市指定管理者指定申請書（くにたち福祉会館）
- ・ くにたち福祉会館 管理運営 事業計画書
- ・ くにたち福祉会館 管理運営 事業計画書 添付資料
- ・ 令和3～7年度 くにたち福祉会館 管理運営 収支計画書
- ・ 2019（令和元）年度 決算報告
- ・ 監査報告書
- ・ 令和2年3月31日（令和元年度末）付 金融機関等残高証明書
- ・ 自 令和元年4月1日 至 令和2年3月31日 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
- ・ 令和元年4月1日 令和2年3月31日 事業年度分の申告書（法人税分）
- ・ 令和元年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度分の事業税の確定申告書
- ・ 令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・ 2019（令和元）年度 事業報告
- ・ 2020（令和2）年度 事業計画
- ・ 2020（令和2）年度 資金収支予算
- ・ 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 理事（第25期）名簿、社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 監事（第25期）名簿、社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 組織規則
- ・ 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会定款・履歴事項全部証明書
- ・ 申請資格に関する申立書
- ・ 国税及び地方税の納税証明書
- ・ 非公開としたい情報届出書

- ・ 国立市障害者センター 指定管理者候補者選定基準
- ・ 国立市指定管理者指定申請書（国立市障害者センター）
- ・ 国立市障害者センター 管理運営 事業計画書
- ・ 国立市障害者センター 収支計画書（令和3～7年度）

- ・ くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ 指定管理者候補者選定基準
- ・ 国立市指定管理者指定申請書（くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ）
- ・ くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ 管理運営 事業計画書
- ・ くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ 収支計画書（令和3～7年度）